

事務連絡  
平成26年6月12日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」の一部訂正について

本年4月24日付け食安発0424第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」において、食品、添加物等の規格基準の一部改正の概要について通知したところ、同通知の内容に一部誤りがあったので下記のとおり訂正する。

当該訂正につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

通知文書の第3の1の(2)

正：「(前略) アメトクトラジンに換算したものの和をいうこと。」

誤：「(前略) アメトクトラジンに換算したものの和いうこと。また、(中略) 根茎をいうこと。」

別紙の脚注

正：「(前略) アメトクトラジンに換算したものの和をいうこと。」

誤：「(前略) アメトクトラジンに換算したものの和いうこと。」

通知文書の第3の1の(6)及び別紙の脚注

正：「(前略) 代謝物Eをフロニカミドに換算した(後略)」

誤：「(前略) 代謝物Bをフロニカミドに換算した(後略)」